

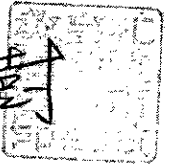
札幌市教育委員会庁舎管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月27日

札幌市教育委員会

教育長

山根直樹



札幌市教育委員会規則第5号

札幌市教育委員会庁舎管理規則の一部を改正する規則

札幌市教育委員会庁舎管理規則（昭和58年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第2項中「第8条及び第10条から第13条」を「第7条及び第9条から第12条」に改める。
- (2) 第11条第1項中「の各号」を削り、「掲示、搬入」を「掲示し、搬入し、」に、「の撤去」を「を撤去すること」に改め、同項第1号中「第9条各号」を「第8条各号」に改め、同項第2号中「第10条の規定による」を「第9条の」に、「の行為をした者又は」を「に掲げる行為を行う者又は同条の」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「第10条各号」を「第9条各号」に、「管理又は」を「管理若しくは」に、「掲示、搬入」を「掲示され、搬入され、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。